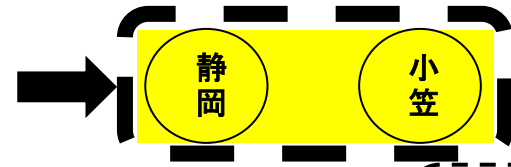


第1 利用権設定(経営受委託・移転及び転貸を除く)関係

1. 各筆明細

貸手・借手双方の捺印を
押してください。



処理区分
1 新規
2 修正
3 削除

データ区分	処理区分	事務所	公告年月日
		F	年

借手の同意印を押
してください。

利用権の設定を受ける者の住所及び氏名又は名称 (借り手)		(A) 市町村コード (住所)		(住所)		(氏名又は名称)		農家番号		同意印(借り手)					
		2	2	4	菊川市下平川6225番地	静岡 太郎				静岡					
連番	利用権を設定する者の住所及び氏名又は名称 (貸し手)		(B) 利用権を設定する土地				(D) 設定する利用権					利用権の設定等に係る 当事者間の 法的関係 (E)	同意印 (貸し手)	備考	
	住所	氏名又は名称	所在 大字	字 地番	現況 地目	面積 m ²	利用権 の種類	内 容	始期 年月日から	終期 年月日まで	借 賃 (10a当り)				期間借地の 場合 表作または 裏作に○
	菊川市赤土 1503	小笠 大介	菊川市 赤土	洲崎 15-3	田	987		水稻			7,896 (8,000)	表作 裏作		小笠	a
	菊川市赤土 1503	小笠大 相続予定人 小笠大介	菊川市 赤土	洲崎 100-5	畑	150		茶			0 (0)	表作 裏作		小笠	b
	菊川市赤土 1503	小笠 大介	菊川市 赤土	洲崎 12-1	田	1,000		レタス			8,000 (8,000)	表作 裏作		小笠	c
												表作			d

●農地の所有者の住所、氏名を記入してください。
●相続されていない土地を貸す場合は、必ず「相続予定人 ○○○」と記入してください。

●利用権の種類が「賃借権」の場合には、借賃欄に借賃料(10a当り)を記入してください。
●期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。

1筆ごとに貸手の同意印を押してください。

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定を受ける者ごとに別筆とする。
(2) (C)欄は、大字別に記載する。
(3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書利用権が設定される場合には、○当該部分を特定することの出来る旨にその旨を記載する。
(4) (D)欄の「利用権の種類」は「賃借権」を記載する。
(5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定する土地の種類(水田(水稻)、普通畑(ダイコン)、樹園地(みかん)、農業用施設用地(畜舎)又は開発後畑、開発後農業用施設用地等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。(「期間借地の場合」の表作または裏作に丸をつける)
(6) (D)欄の「始期」「終期」は、「〇〇年〇〇月〇〇日から」「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
(7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の10a当り額を記載する。
(8) (D)欄の「期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください」は、期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。
(9) (D)欄の「期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください」は、期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。
(10) (D)欄の「期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください」は、期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。
(11) (D)欄の「期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください」は、期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。
(12) (D)欄の「期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください」は、期間借地の場合、表作または裏作に○をつけてください。

●期間借地の場合、表作または裏作の耕作者の同意印をもらってください。
●共有名義の土地の場合、共有者の同意印をもらってください。
●所有権以外の権原がある場合、権原者の同意印をもらってください。

利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)			
	住所・氏名又は名称	権原の種類	同意印
a			
b			
c	菊川市堀之内61番地・菊川一郎	賃借権	菊川
d			
e			
f			

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、速やかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。